

第2次香南市

人権教育・啓発推進後期基本計画

〈令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）〉



こにゃん
a mascot character of KOKU-N tourism
© Konomichi and Ichikawa

香南市

はじめに

香南市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障する日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基に、平成 21 年度（2009 年度）を初年度とし、10 年間を計画期間とした「香南市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、人権尊重のまちづくりの推進に向けた取組を進めてまいりました。



その後、10 の基本目標を柱とした「第 2 次香南市人権教育・啓発推進基本計画」を平成 31 年度（2019 年度）から 10 年間を計画期間として新たに策定し、引き続き人権教育や人権啓発の取組を行っております。

しかしながら、私たちを取り巻く社会は急速に変化しています。

特に近年、誰もが容易にインターネットを利用できる環境になり、情報化が進んで便利になった反面、個人の名誉やプライバシーが侵害されるなどの問題も発生しています。

また、令和 2 年（2020 年）に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者やその家族、医療関係者などに対する「コロナ差別」が起こったことは、感染症に対する正しい知識を身につけることの大切さを痛感させられました。

この度、新しい時代に対応するべく、10 年の計画期間の中間年度にあたる令和 6 年度（2024 年度）から 5 年間を計画期間とした「後期基本計画」を策定しました。今回は、人権課題に「性的指向・性自認」を加え、11 の基本目標を掲げています。

この計画を基に、市民や企業の皆さまと連携し人権教育・啓発推進の実現に向けて、さらに積極的に取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、「後期基本計画」策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、意識調査（アンケート）にご協力いただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

香南市長 濱田 豪太

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の策定方法.....	1
3 計画策定の背景.....	2
4 計画の性格と位置づけ	12
5 計画の期間	13
第2章 基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 施策体系	14
第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	15
第4章 さまざまな人権課題への取組	17
同和問題.....	17
女性.....	19
こども.....	21
高齢者.....	24
障害のある人	27
感染症患者等	30
外国人.....	32
インターネット	34
災害と人権.....	36
性的指向・性自認（SOGI）	38
その他の人権問題.....	40
第5章 計画の推進に向けて	43
1 計画の実行体制と方法.....	43
2 職員研修の充実.....	44
3 国・県など行政機関との連携.....	44
4 企業等との連携.....	44

資料編	45
1 策定経過	45
2 香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	46
3 香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会設置要綱	50
4 香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿	52
5 用語の解説	53
6 じんけん標語づくりワークショップ	55

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

わたしたちは、互いの人権を尊重し、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認めあって暮らしています。しかし、社会のさまざまな場面で、人権が侵害される問題が生じており、一人ひとりの認識や行動が改めて問われています。

香南市（以下、「本市」という。）では、日本国憲法^{*1}と世界人権宣言^{*2}を基底に据え、市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進してきました。

平成31年（2019年）に策定した「第2次香南市人権教育・啓発推進基本計画」においては、第1次基本計画で掲げた基本目標に加えて、「災害と人権」及び「その他の人権課題」に性的指向・性自認、北朝鮮当局による拉致問題を新たに追加し取組を進めてきました。

しかし、策定から5年を経て、人々の生活様式や価値観の多様化、情報化の進展による課題や自然災害の激甚化、感染症の世界的な蔓延など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、これからの本市が取り組む人権教育・啓発に関する施策の方向性を改めて示すために、「第2次香南市人権教育・啓発推進基本計画」を見直し、「後期基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。一人ひとりが基本的人権を享有する社会の一員であることを認識し、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につけた豊かな人間性を育み人権尊重という普遍的文化の創造をめざします。

2 計画の策定方法

本計画は、「第2次香南市人権教育・啓発推進基本計画」の内容を見直し、その後5年間の社会情勢の変化や関連法規の改定に伴い、現在の状況に見合った内容にて策定しています。

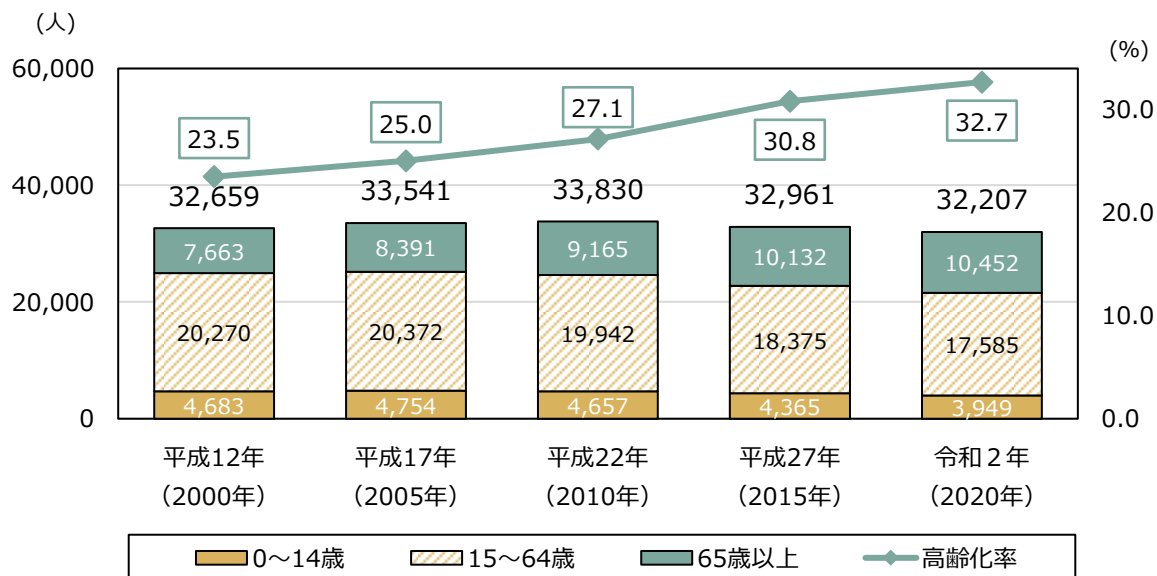
本計画策定の過程において、令和4年度（2022年度）実施の本市在住の18歳以上1,000人を対象とする「香南市人権に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」（回収率39.1%）や、香南市企業等人権問題連絡協議会（企人協）に加入している一部事業所への「香南市人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート調査（以下、「事業主アンケート調査」という。）」を実施し、その集計結果等を基に「香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会」で審議を行うとともに、パブリックコメントを通して寄せられた市民の意見や要望を反映しています。

3 計画策定の背景

(1) 香南市の人口

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

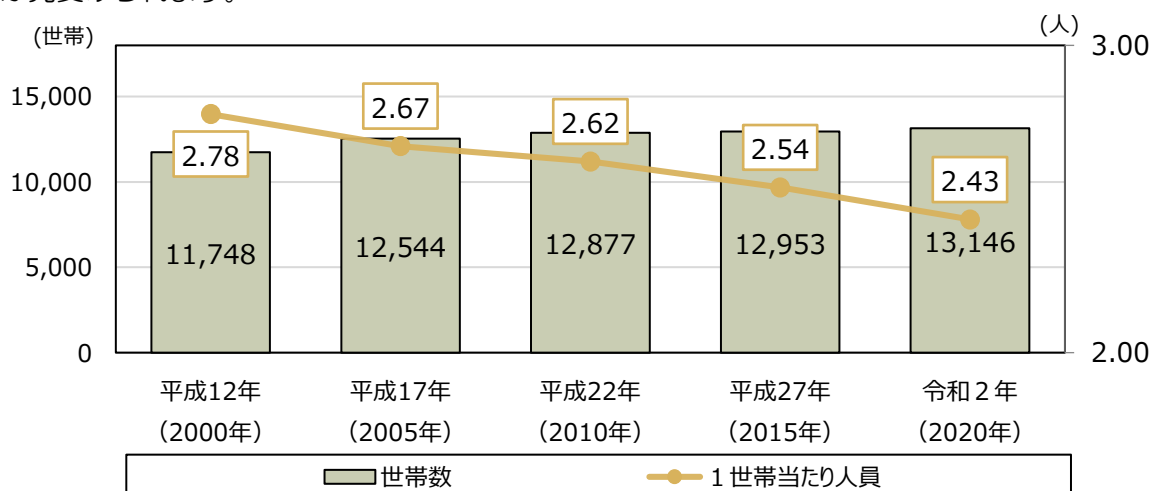
本市の人口は平成22年（2010年）まで増加傾向にあったものの、平成27年（2015年）以降微減傾向にあり、令和2年（2020年）では32,207人となっています。一方、高齢化率は年々上昇しており、令和2年（2020年）には32.7%と、本市に住む3人に1人は高齢者という状況です。



資料：国勢調査

■世帯数と1世帯当たり人員の推移

本市の一般世帯数は微増傾向にあり、令和2年（2020年）の国勢調査では、前回（平成27（2015）年）から193世帯増えて13,146世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少しており、前回（平成27（2015）年）から0.11人減って2.43人と、核家族化の状況が見受けられます。



資料：国勢調査

（２）市民意識調査等の結果からみる現状

本計画を策定するための基礎資料とするために、市民意識調査や事業主アンケート調査を実施しました。

■人権問題全般について

基本的人権の認知度は高いものの、人権意識の向上を感じている人は約２割となっています。また、回答者の約２割の人が人権侵害を受けた経験があり、その多くは女性や３０～６０歳代で、黙って我慢している人が多くなっています。

「自分がされたら嫌なことは、他人にもしない」という基本のルールを身につけていくために、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校（以下、「学校等」という。）や家庭、地域などにおける人権教育力の向上に取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 ５～８、１２～１７ ページ参照

■同和問題について

同和問題を知ったきっかけは学校の授業や家庭教育が多くなっていますが、１０～２０歳代では他世代に比べて知らない人も多くみられました。また、同和問題に関して起きている人権侵害については、結婚問題で周囲が反対することが最も多くなっていますが、１０～２０歳代ではわからないと回答した人も多く、それらに対し、回答者の４割以上の人が問題の解決に向けて努力するべきと考えていますが、１０～２０歳代の約半数は特に関心がない、わからないと思っている結果となりました。

年代によって同和問題と接してきた環境が大きく異なることを念頭に、若年層をはじめとする市民の正しい理解を促す広報啓発活動が必要です。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 １８～２５ ページ参照

■女性について

女性の人権問題については、男女の固定的な役割分担意識や、性別による職種の限定・待遇の差、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）が多い傾向にありました。

女性の人権を守るために必要なことについては、男女がともに働きながら、家事や育児、介護などを両立できる環境を整備することが最も多く、特に女性は男性に比べて割合が高くなっていました。また、男女平等に関する教育を充実することも必要とされている傾向にあります。



事業主アンケート調査(n=25)にて、対象事業所が行っているワーク・ライフ・バランスへの取組についての設問では、長時間労働の削減や有給休暇の取得促進、仕事と育児の両立支援などが多くあげられました。

性別による固定的な役割分担意識の解消をめざすとともに、男女が対等な構成員として、仕事と家庭の両立や自らの意思による社会参画が実現できるよう、学校等、家庭、地域、企業等への男女平等意識の啓発に取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 34～38 ページ参照

『香南市 人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート調査結果報告書』 6ページ参照

■子どもについて

子どもの人権問題については、いじめや虐待を受けること、それらを見て見ぬふりをするこ
と、インターネットでの性犯罪に巻き込まれることなどがあげられました。また、ヤングケアラ
ー問題についても4割近い人が問題であると捉えています。

子どもの人権を守るために必要なことについては、子どもの人権を守るための教育・啓発活動
の推進、成績だけを重んじる教育のあり方を改める、他人に対する思いやりを子どもに教えるな
どがあげられました。また、若年層では、子どもの個性を尊重する、子育てに地域ぐるみで関わ
る機運を育むとの意見も多くなっています。

子どもたち自身に対して、思いやりの心を育む教育を積極的に行うだけでなく、大人が社会教育、企業活動など、日常生活のあらゆる場面で子どもの人権について理解を深め、意識向上に取り組む必要があります。また、子どもや子育て中の家庭を地域全体で見守り、学校等、家庭、地域が連携して、虐待やいじめを未然に防ぎ、深刻化する前に対応できる体制の強化にも取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 39～43 ページ参照

■高齢者について

高齢者の人権問題については、悪徳商法や特殊詐欺の被害が多いこと、経済的に自立が困難なこと、病院や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けることが多くあげられました。

高齢者の人権を守るために必要なことについては、少ない負担で自由に移動できる交通手段の整備や道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン^{*3}化といった、ハード面の整備などが多くなっています。

高齢者の人権について理解を深め、財産権の侵害や虐待等の人権侵害を未然に防ぎ、被害を受けた場合の保護や自立を支援する体制づくりが必要です。

また、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立した生活を維持できるよう、生活環境の整備（ハード面）や生きがいづくり、地域での支えあいの推進に取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 44～48 ページ参照

■障害のある人について

障害のある人の人権問題については、働ける場所や機会が少なく、あっても不利なこと、障害のある人に対する人々の理解が不十分であること、バリアフリー化が進んでいないことなどがあげられました。また、合理的配慮の認知度については、回答者の4割が言葉やその内容を認知しています。

障害のある人の人権を守るために必要なことについては、就労支援やバリアフリー化が多くあげられました。



事業主アンケート調査(n=25)にて、合理的配慮の提供が法的義務になることについての設問では、「知っているし、取り組んでいる」が8件、「知っているが、取り組んでいない」が7件、「知らなかった」が10件という現状がみられました。

障害のある人が経済的に自立し、地域で安定した生活を維持できるよう、障害のある人一人ひとりの能力や適性に応じた就労支援と雇用促進への取組が必要です。

また、障害の有無にかかわらず、さまざまな人が互いに支えあい、ともに地域社会を担う存在として尊重しあえる地域づくりに向けて、社会基盤整備や学校教育と連携した人権教育の推進、障害のある人だけでなくその家族への相談支援体制の充実、市民と行政の協働に取り組む必要があります。

合理的配慮についても、市民の認知度向上や事業所の提供促進を図る必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 49～54 ページ参照

『香南市 人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート調査結果報告書』 22 ページ参照

■感染症患者などについて

感染症患者などの人権問題については、根拠のない噂や差別的な言動をされること、感染したことを無断で他の人に知られること（アウティング）が多くあげられました。

感染症患者などの人権を守るために必要なことについては、回答者の半数がプライバシー保護を徹底することをあげており、その他、学校等で感染症について学習すること、患者などへの相談、支援体制を充実させることなどもあげられました。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大の影響もあり、感染症患者などの人権への関心の高まりがある中で、誤った認識が差別や偏見を助長することを踏まえ、学校等や地域での正しい情報の周知や理解を促す必要があります。

また、感染症に対応する医療従事者やその家族、関係者に対する人権侵害への的確な対応に向けて、感染病などにかかわりのある人の暮らしを守るまちづくりに取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 55～58 ページ参照

■外国人について

外国人の人権問題については、風習や習慣などの違いが受け入れられないこと、就職や職場において不利な扱いを受けることが多くあげられました。一方で、中高年層ではどのような人権問題があるかわからない人も3割程度みられました。

外国人の人権を守るために必要なことについては、異文化教育や外国人のための相談・支援体制の充実、交流機会の促進があげられ、特に相談・支援体制の充実が前回調査より増加していました。

互いの文化や生活習慣の違いを理解し、ともに尊重し合う関係を築くために、国際文化に関する理解を深める教育・啓発や交流が求められています。

また、外国人に対する相談・支援体制の充実を必要とする意見が多いため、外国人への支援に力を入れて取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 59～64 ページ参照



■インターネットによる人権侵害について

インターネットによる人権問題については、他人を誹謗中傷したり差別する情報が掲載されていることが回答者の8割を超えており、その他、出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること、プライバシーに関する情報が掲載されていることも半数を超えています。

インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについては、インターネットの利用規制や罰則強化、小中学校からの情報モラル教育などが多くなっています。

インターネットを利用したやり取りでは、互いの表情がわからないため、受け取る相手の気持ちを十分に考えた表現にすることが大切です。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識できる教育や、著作権・肖像権などの権利や個人のプライバシーに配慮する意識を持てるインターネット利用者を増やすための意識啓発に取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 65～69 ページ参照

■災害と人権について

災害と人権に関する問題については、避難生活におけるプライバシー保護、ストレス、要配慮者に対する配慮や病気などの課題が多くなっており、特に、男性はストレス、女性は要配慮者への配慮を問題視する傾向があります。

災害時において人権に配慮するために必要なことについては、避難所で個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにすることが回答者の6割を超えています。

非常時に備えて、常時から要配慮者に対する配慮についての対応検討と、男女共同参画の視点からの体制づくりに取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 70～73 ページ参照

■性的指向・性自認

性的少数者^{*4}の人権問題については、差別的な言動や性別で区別された設備が使用しづらいこと、職場や学校等での嫌がらせ及び周囲の理解や無断での性的指向・性自認の暴露があげられました。

性的少数者の人権を守るために必要なことについては、多様性を考えるための教育や啓発、市や企業などでの取組による意識向上、学校等における制服や髪形の強要撤廃などがあげられました。

学校等、家庭、地域、企業等、医療、公共サービスなど、さまざまな場面において性的指向や性自認を理由とする暮らしにくさを解消するための、教育や研修、意識啓発とともに、日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実を図る必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 74～77 ページ参照

■人権教育・啓発について

学校等において必要な人権教育については、回答者の半数以上で、すべての児童生徒が「自分や他人の人権」について考えるような教育を進めるといった回答がみられました。

人権意識を高めるための啓発方法として効果的だと思うものについては、テレビやラジオ、講演会や研修会、インターネットなどが効果的であると思われる傾向にあります。70歳以上では、新聞や広報紙、パンフレットなどの啓発も効果的であるという回答がみられました。

自分と他者を意識した人権教育が学校等には求められており、人権啓発については年代によって効果的と思う媒体に差が見られました。

そのため、すべての人権問題を通して、自分と他者を意識した人権教育、さまざまな媒体を活用した意識啓発に取り組む必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 78～82 ページ参照

■人権尊重の社会の実現について

人権が尊重される社会を実現するために必要なことについては、回答者の6割以上で学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行うことという回答がみられました。また、10～20歳代で人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進するという回答もみられました。

人権尊重の社会の実現に向けては、教育活動を積極的に行うことが重要とされています。学校教育や社会教育において人権教育を充実させるには、各教育機関と家庭、地域が協働する体制づくりが求められます。また、地域社会の中で人権教育・啓発活動に取り組む人を育成することや、専門的な知識のある人と地域をつなげるため、地域と行政の連携を充実させる必要があります。

『香南市 人権に関する市民意識調査結果報告書』 83～84 ページ参照



（３）世界の動き

二度にわたる世界大戦を経て、世界平和と人権尊重のために昭和 20 年（1945 年）、国際連合（国連）が設立されました。そして昭和 23 年（1948 年）、国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。昭和 41 年（1966 年）には、「世界人権宣言」で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択されました。

そして、平成 6 年（1994 年）の国連総会では、平成 7 年（1995 年）からの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議されるとともに、人権教育の普及など具体的に取り組む「行動計画」が採択されました。平成 16 年（2004 年）には「人権教育のための世界プログラム」^{*5}の決議がそれぞれ国連総会でなされるなど、21 世紀を「人権の世紀」とするための国際的な取組が継続的に進められています。

世界各地では最大の人権侵害とされる戦争や紛争が続いており、平成 23 年（2011 年）から紛争が続くシリア、タリバン政権下のアフガニスタン、軍事独裁政権下にあるミャンマーなどに加え、令和 4 年（2022 年）2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻や令和 5 年（2023 年）10 月に始まったハマスとイスラエルの軍事衝突（パレスチナ問題）では、命や人権にとって危機的な状況が続いており、一刻も早い解決が望まれます。

また、令和元年（2019 年）に発生した新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染者に対する不当な差別やいじめなどの人権侵害の発生など、感染者患者等の人権問題についても再度の意識改革が求められました。



（４）国・県の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

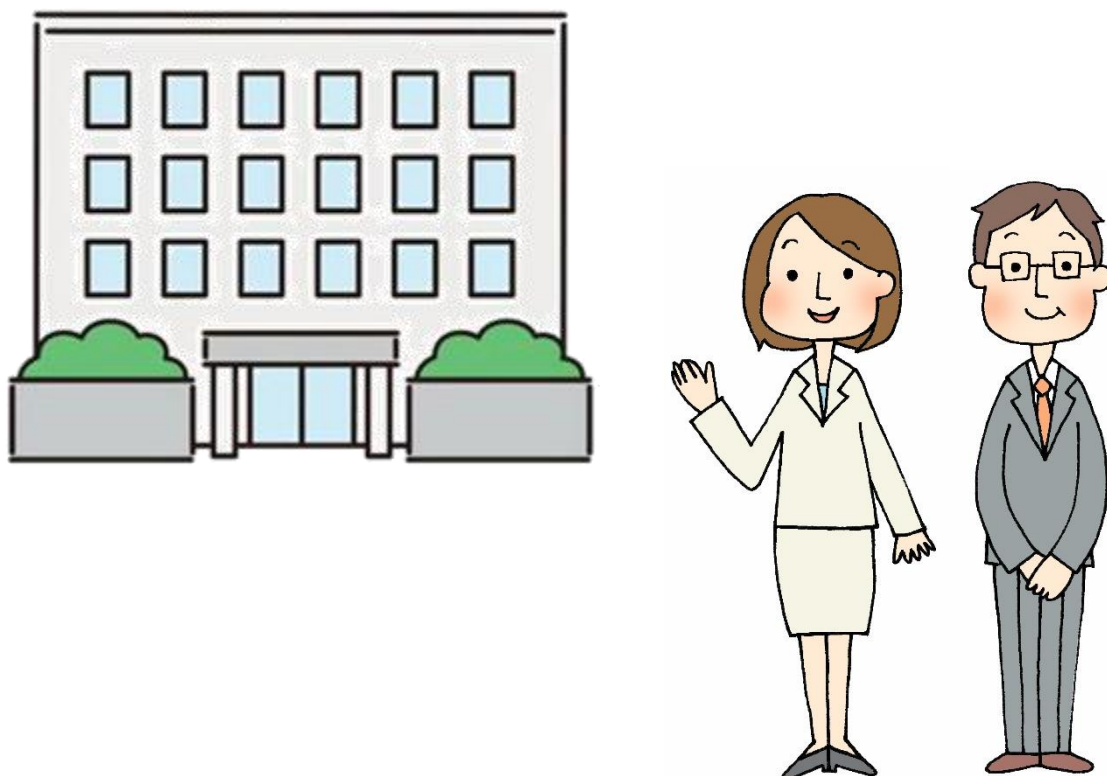
課題別の人権施策については、平成 28 年（2016 年）に「障害者差別解消法」*⁶、「ヘイトスピーチ解消法」*⁷、「部落差別解消推進法」*⁸が施行されています。

高知県では、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるために、平成 12 年（2000 年）「高知県人権施策基本方針」を策定しました。平成 26 年（2014 年）に第 1 次改定版、平成 31 年（2019 年）には、人権課題に「性的指向・性自認」を加え、第 2 次改定版を策定しました。

（５）香南市の動き

本市では、日本国憲法と世界人権宣言を基底に据え、市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進してきました。また平成 11 年（2009 年）から平成 30 年（2018 年）までの 10 年間における取組として「香南市人権教育・啓発推進基本計画」を策定しました。

第 2 次基本計画においても、一人ひとりが基本的人権を享有する社会の一員であることを認識し、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につけた豊かな人間性を育み人権尊重という普遍的文化の創造をめざします。



（６）持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17 のゴールとそれらを達成するための 169 のターゲットを定め、包摂的な社会の実現をめざし「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGs がめざす姿は、本計画で掲げる基本理念「市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGs の達成にも寄与します。



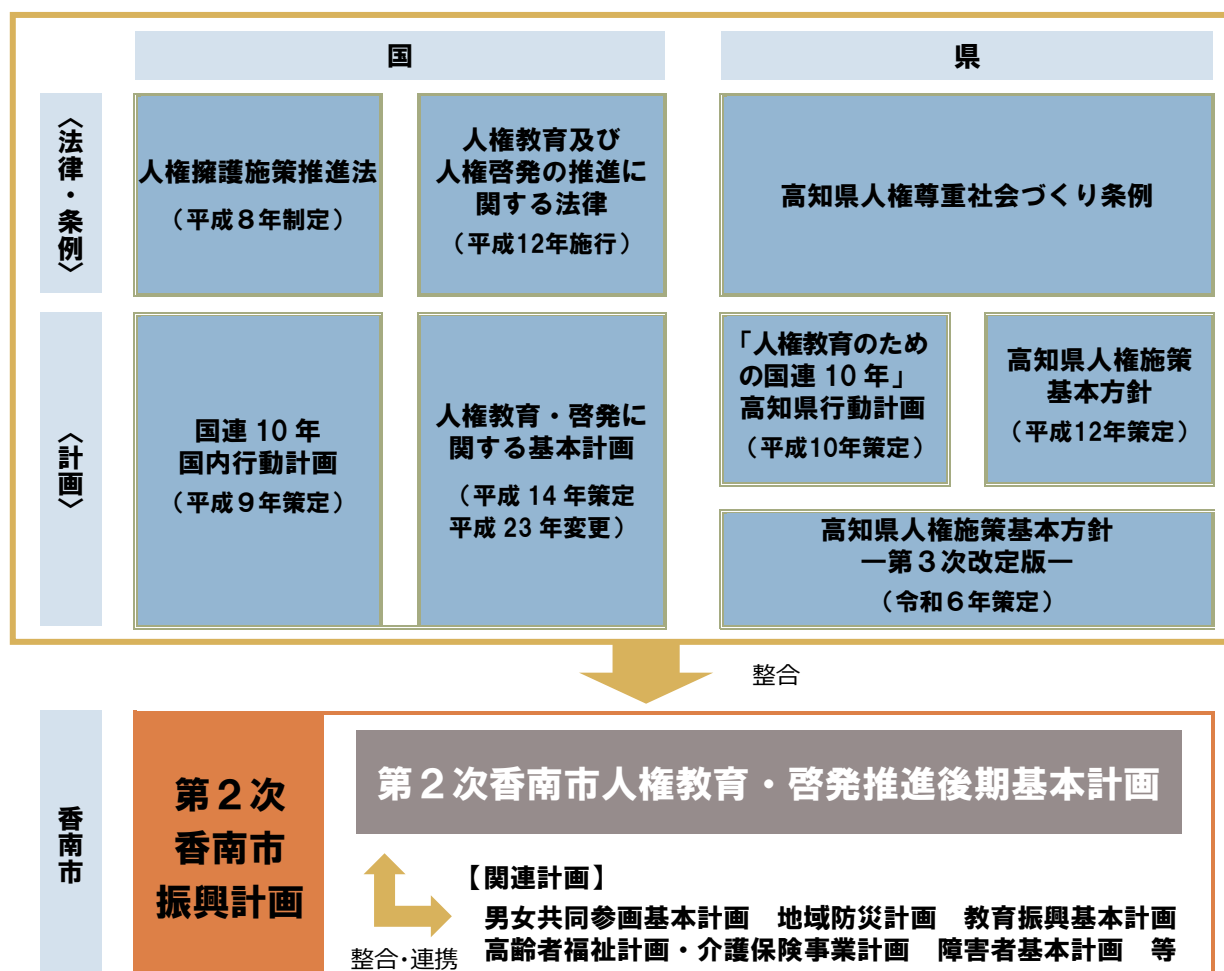
4 計画の性格と位置づけ

本計画は、本市が策定した上位計画である「第2次香南市振興計画」と関連計画である「男女共同参画基本計画」、「地域防災計画」、「教育振興基本計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画」等とも関連付けた計画になります。

本計画は、市職員・教職員などの施策実施指針であり、同時に市民一人ひとりが人権尊重の精神を養い、さまざまな地域活動や社会活動に生かしていくための指針ともなるものです。

第2次基本計画の性格

- ① 市が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- ② 市における人権教育及び人権啓発の推進の方向性を示すものです。
- ③ 市がその他に策定している計画や基本方針と関連性を持ったものです。
- ④ 基本目標に対し計画した個別の施策や取組について、方針と方向性を示すものです。
- ⑤ 人権尊重という普遍的文化の創造をめざすために公共及び民間への人権教育・啓発を促すものです。
- ⑥ 人権尊重社会の実現に向け、市民や企業と連携・協働を促すものです。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間としており、中期的な視点に立って計画の推進に継続的に取り組んでいきます。

今後は、国際的潮流や国内の社会情勢の変化にも的確に対応するため概ね5年ごとに内容の見直しを行います。

和暦	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	平成31年度～令和10年度（10年間）									
基本計画	平成31年度～令和10年度（10年間）									
見直し等						後期基本計画 令和6年度～令和10年度（5年間）				

第2章

基本的な考え方

1 基本理念

人権とは、人が人らしく生きていくために認められている権利であり、誰もが生まれながらに持つ、誰からも侵されることのない権利です。すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、認め合い、互いの人権を尊重し合うことが大切です。

本市では、平成21年（2009年）に策定した「香南市人権教育・啓発推進基本計画」を基に、本市の抱えるさまざまな人権問題に対し取組を進めてきました。

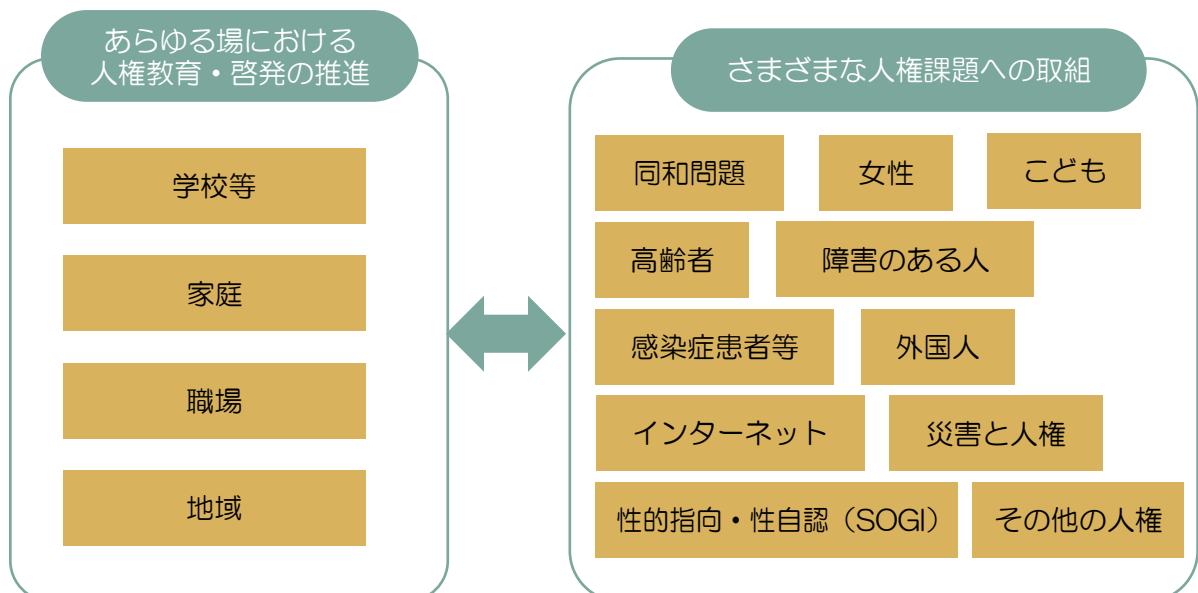
本計画では、前期基本計画策定以降の社会動向とこれまでの取組状況や、令和4年度（2023年度）に実施した市民意識調査及び事業主アンケート調査の結果からみられた人権課題を精査し、それぞれの人権課題に対する現状と課題、今後の取組を示す計画として以下の基本理念を掲げ、人権教育や人権啓発に関する取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが安心して暮らせる
「人権尊重のまちづくり」

2 施策体系

基本理念に基づき、以下のような体系で人権に関わる取組を推進します。



第3章

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発には、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根つき、人々がさまざまな人権問題に対する知識を身につけ、人権の大切さについて共通の認識を持ち生活を高めるという目的があります。

これらの目的に則って、学校等、家庭、職場、地域における人権教育及び啓発活動の取組を見直し、実効性のある学習機会の提供に引き続き努めます。

学校等では…

- 教職員・保育士などの人権感覚・資質向上のための研究と研修機会の内容の充実を図ります。
- 小中連携を推進し、発達段階に応じた取組を継続して行います。
- 家庭、地域などと連携を深め、効果的な人権教育と啓発に継続して取り組みます。
- 保護者の人権意識を高める啓発内容の充実を図ります。
- 高齢者や障害のある人、性の多様性などの理解を促進するための教育を引き続き推進します。
- 就学前・学校教育を通じて、学校等が家庭、地域と連携・協働を図りながら、児童虐待防止に向けた取組を進めます。
- インターネットによるいじめや差別防止のための情報モラルの指導の充実を図ります。



家庭では…

- DV（ドメスティック・バイオレンス）や高齢者、児童虐待などが生じないよう相談支援体制の充実を図ります。
- こどものしつけ方法など、家庭教育の充実に向けて啓発を継続して推進します。
- 身近な人権問題を克服するために、さまざまな人権学習などへの参加を積極的に呼びかけます。



職場では…

- 公務員、医療関係者、福祉関係者などの特に人権に関わりの深い職業に従事する人が、日常生活や業務で自らの人権尊重の意識が態度や行動に現れるような研修と啓発に引き続き努めます。
- 特に市職員は、その立場と職務を自覚し、研鑽に努め「人権文化のまちづくり」の創造に向け引き続き積極的に行動します。
- 企業が人権に関わる研修を積極的に実施するよう引き続き支援していきます。



地域では…

- 世代間の交流や体験活動を通して人権問題への理解を継続して深めるように努めます。
- 市民館（隣保館）や公民館などで開催される各種講座で、引き続き人権問題への理解が得られる内容を取り入れます。
- 家庭と地域の教育力を高めるため、学習機会の提供や地域の連携強化などを引き続き図ります。
- 災害時に市民が安心して生活できるよう、避難所運営や災害対応の体制づくりを進め、安心で安全な災害に強いまちづくりを進めます。
- ユニバーサルデザインによるまちづくりを継続して進めます。



第4章

さまざまな人権課題への取組

同和問題

《現状と課題》

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、日常生活の上でさまざまな差別を受けたりするなどの我が国固有の重大な人権問題です。

本市においては、これまで「部落差別をなくする運動」強調旬間や人権啓発フェスティバルなどの啓発イベント、また、就学前から高齢期、企業、市職員に至るまでのさまざまな年代・場面への同和問題に関する研修等を実施し、人権教育・啓発を推進してきました。

市民意識調査からは、「自由や平等に関わる問題なので、この問題の解決に向けて努力するべきである」と考える人が全体の4割を超える一方で、「あまり騒がずにそっとしておくのが良い」と考える人も2割いることや、若年層の同和問題に対する理解・関心が低い現状がみられました。

これらを踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を自分自身の課題として認識し、実践することができるような教育・啓発活動の推進が求められています。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して同和問題に対する取組を行うよ！

■日本固有の人権問題の解決に向け、更に基本的人権が尊重される社会

をめざし、差別意識の解消に努め、すべての市民生活を高める

■同和問題の解決を阻害しているあらゆる要因の排除に努める

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 同和問題に関する適切な教育の推進

取組内容

就学前・学校教育において、こどもや保護者などに対し、同和問題の現状を理解し人権尊重の精神を醸成するための効果的な機会を計画的に設定します。

社会教育における教育・啓発活動や各種団体、諸学級での同和問題研修を行います。

② 同和問題解決に向けた広報・啓発活動の推進と体制づくり

取組内容

「部落差別をなくする運動」強調旬間事業や人権啓発フェスティバル、講演会、人権啓発漫画パネル展示などの実施と、市広報誌に「じんけん通信」を掲載し、同和問題に対する正しい理解や人権意識を持ってもらえるよう、情報発信や啓発を推進します。

企業や団体などと連携し、企業や団体などを対象に人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

香南市人材育成方針に基づき、市職員の人権意識の向上を目的にした研修などを実施します。

人権侵害などにおいて、被害者の救済や加害者の意識改革を目的にした相談体制を充実させ、差別事象の解決に向けて迅速に対応します。

また、市民館等で市民の生活・就労などの相談業務を行い、生活の安定に向けた支援と課題解決に向けた取組を行います。

法務局や県と連携し、インターネット上での同和問題を理由とする差別に対し、削除要請を行うなどの取組を適宜実施します。

《現状と課題》

女性に関する人権問題としては、性別による差別的取り扱い、さまざまな暴力による人権侵害など、歴史的には女性は男性と比べて不利な立場におかれることが多くありました。近年では男女平等の意識が定着し始めていますが、依然として家庭や職場、地域、政治分野などにおいて男女平等が進んでいない場面もあり、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。

本市においては、「香南市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな場面での意識づくりやハラスメント等の防止、働く場・意思決定の場における女性活躍や参画の環境づくり、多角的な男女共同参画の視点を持ったまちづくりを推進してきました。

市民意識調査からは、女性に関する人権問題として、「男女の固定的な役割分担意識や性別による職種の限定・待遇の差、セクシュアル・ハラスメント」と回答した人が多い傾向にありました。

これらを踏まえ、家庭や職場、政治分野など、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる環境づくりや男女平等に関する教育の推進、DV やセクシュアル・ハラスメントの根絶に取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して女性に関する人権問題に対する取組を行うよ！

- 女性も男性も等しく一人の人間として、尊重され個性や能力を発揮できる地域づくりをめざす
- 女性も男性も仕事と家庭（家事・育児・介護）の両立支援に関する取組を推進する
- 女性に対する暴力を根絶するため、さらに取組を推進する

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 男女共同参画や男女平等の意識づくりと環境づくり

取組内容

政策・方針決定過程への女性の参画を促進させ、管理職や審議会委員などへの女性の積極的登用に努めます。

男女共同参画社会の実現をめざし、市民の意識改革や相互理解、女性が男性と平等に尊重されるために、社会制度や慣習の見直しや改善に向けて啓発活動を推進します。

男女雇用機会等均等の普及に向けて、企業などと連携し男女共同参画に関する研修や女性の雇用機会の改善を図るとともに、育児休暇などを取得しやすい職場環境づくりを行います。

学校等や社会教育の場において、男女平等に関する理解や男女の相互理解の醸成、お互いを尊重し協力し合う意識の向上を図ります。

② 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

取組内容

DV やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、女性への暴力を防止するための情報発信・啓発を行います。

県や関係機関と連携し、暴力等に関する相談しやすい環境づくりや支援体制の充実を図ります。

③ 仕事と家庭生活の調和のための子育て・介護支援

取組内容

こどもの健全育成を図るために、保育所などを充実させ、子育てをしやすい環境づくりとともに放課後や長期休暇などの児童の居場所づくりを推進します。

ひとり親家庭などの福祉対策の充実を図ります。

妊娠中や子育て中の女性が健康な生活を営むことができるように、妊婦健康診査や健康相談、子育て支援事業を実施します。

介護サービスや福祉サービスなど支援の充実を図ります。

《現状と課題》

平成元年（1989 年）に国連で採択された「子どもの権利条約」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、こどもは、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。

しかし近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及により、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会変化も影響し、保護者の子育てへの負担や孤立が進み、精神的にゆとりある子育てがしにくいなどの現状から、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、貧困、ヤングケアラーなどのこどもの人権に関する問題は複雑化・深刻化しています。

このような状況を踏まえ国では、令和5年（2023 年）4月に、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしこども政策を総合的に推進することを目的に、こども基本法を施行しました。

本市においては、各種子育て支援事業や相談体制の充実、健康づくり、いじめや虐待防止、キャリア教育、青少年の健全育成など多角的に取り組む推進してきました。

市民意識調査からは、こどもに関する人権問題として、「いじめや虐待を受けること」、「それらを見て見ぬふりをする事」、「インターネットでの性犯罪に巻き込まれること」と回答した人が多い傾向にありました。

これらを踏まえ、こども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識してこどもに関する人権問題に対する取組を行うよ！

- 子育て支援の充実を図るとともに、家庭の教育力の向上を支援する
- こども一人ひとりの進路を保障するために、キャリア教育の充実を図る
- こどもの人権を尊重するため、青少年犯罪・非行等への対応・予防やいじめ防止を図る
- 児童虐待を根絶するため、さらに取組を強化する

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 人権教育やこどものキャリア教育の推進

取組内容

こどもたちの「生きる力」を育むため、就学前・学校教育活動全体を通して、自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育成します。

人権課題について、知的理解にとどまらず、こどもたちの行動にまでつながっていくよう中学校区で連携し、人権教育を推進します。

また、家庭でも人権課題について考える機会を提供します。

人権教育の園内・校内研修の充実を図るとともに、人権を尊重した保育所、認定こども園、幼稚園、学校づくりに努めます。

こどもの実態に応じた教育環境・機会を整え、すべてのこどもが希望や夢を持てるよう、施策の充実を図ります。

こどもの学力向上をめざし、基礎学力の向上と定着を図る取組を強化するとともに、キャリア教育における進路指導や進路支援の充実に取り組みます。

② 子育て支援体制の充実

取組内容

あいさつ運動や「早寝・早起き・朝ごはん」運動などの取組を通じて、地域や家庭と連携して基本的生活習慣の確立を図ります。

地域での子育て支援事業（共働き家庭の支援を目的とした施策含む）を充実させ、こどもの居場所づくりや親子での交流の場の確保及び情報発信など、子育て世代のつながりの強化に向けて取り組みます。

子育てに関する相談体制を充実させ、家庭の教育力の向上を支援します。

子育てにおいて必要な正しい情報を発信し、家庭の子育て力を高めるとともに、母子衛生と乳幼児の健康な生活を図ることを目的として、乳幼児健診や育児相談、母子相談などの事業を実施します。

子育てやこどもの健全育成を目的に活動している団体と連携し、子育て支援事業の実施と団体育成に努めます。

③ 青少年犯罪・非行予防、いじめ防止の推進

取組内容

学校、家庭、地域社会において青少年犯罪や非行の防止に取り組み、青少年の健全育成を行います。

喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教育・啓発に取り組みます。

学校におけるいじめや体罰、不登校を防止するためにスクールカウンセラー*⁹やソーシャルワーカー*¹⁰の配置を推進するとともに、いじめや非行をした児童生徒に対する支援機関の充実と相談窓口の充実にも取り組みます。

④ 児童虐待の防止

取組内容

早期発見・早期対応を図っていくため教育・保健・福祉関係機関と十分な連携を行い、虐待を受けたこどもに対するケアやその家族に対する支援の充実を図ります。

高齢者

《現状と課題》

高齢者を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増加しています。その結果、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者を狙った特殊詐欺など、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

本市においても高齢者の割合は増加傾向にあり、今後も人口が減少する中で、高齢者の割合は増加することが予測されており、「香南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、高齢者が住み慣れた地域でこれまでの生活をできる限り継続することができるよう予防・医療・介護・生活支援・住まいが一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

市民意識調査からは、高齢者に関する人権問題として、「悪徳商法や特殊詐欺の被害が多いこと」、「経済的に自立が困難なこと」、「病院での看護や介護施設における劣悪な処遇や虐待」と回答した人が多い傾向にありました。

これらを踏まえ、高齢者への取組を継続して進めていく必要があります。長い年月にわたり社会に貢献してきた高齢者は、尊敬と感謝の思いをもって尊ばれるべきであり、高齢者とその家族が希望を持ち、安心して暮らせる社会づくりに取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
高齢者に関する人権問題に対する取組を行うよ！

■すべての人が豊かな高齢期を過ごせる地域づくりをめざす

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 高齢者に対する理解促進と 認知症などの正しい知識の普及啓発活動の推進

取組内容

高齢者自身や高齢者を取り巻くさまざまな生活上の問題についての理解と普及啓発を行います。

学校等や社会教育団体などにおいて、高齢者の人権問題に関わる人権教育と啓発を推進します。

認知症に対する理解を深めるために、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者を考える会（明日葉会）への支援、認知症声かけ見守り訓練などを行います。

② 高齢者の地域生活支援と虐待防止対策

取組内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会福祉協議会や民生委員などと連携し、地域における高齢者の見守り体制を整備します。

高齢者の心身の状況や環境などに応じた介護保険のサービスや医療制度の情報を提供するとともに、相談体制やサービスの充実に取り組みます。

高齢者への虐待の早期発見や早期対応を実施するために、関係機関と連携し、相談体制を充実させるとともに、高齢者の権利擁護を推進します。

③ 雇用・就労の促進と生きがいづくり

取組内容

高齢者の雇用及び就労の機会を確保するために、公益社団法人シルバー人材センターの円滑な運営を推進し、企業などに対しては、定年後も継続して働ける場づくりの啓発を推進します。

地域の高齢者が参加する自主活動組織の支援をすることで、高齢者による主体的な取組が実施される地域をめざします。

④ いくつになっても暮らしやすい環境整備

取組内容

すべての人が豊かな高齢期を過ごせるよう、市広報誌の編集や各種事業を実施する際には、ユニバーサルデザインを意識して取り組みます。

高齢者にとって負担が少ない交通手段の充実と施設のバリアフリー化を検討し、高齢者に優しいまちづくりを推進します。

障害のある人

《現状と課題》

障害の有無にかかわらず誰もが活躍できるノーマライゼーション社会の実現が求められる中で、障害に対する差別的な考えが起因すると思われる悲惨な事件が起きています。このような状況においては、障害のある人一人ひとりの人権の尊重のため、理解促進と権利・利益を擁護し、誤解や偏見による生活のしづらさをなくしていくまちづくりを進めていく必要があります。

本市においては、「香南市障害者基本計画」「香南市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、地域共生社会に向けた意識啓発や就労、教育、防災対策など本市として取り組むべき方向性とそれらを実現するための障害福祉サービスの提供に向けた取組を推進してきました。

市民意識調査からは、障害のある人の人権問題として、「就労場所や就労機会において不利なことが多いこと」、「障害に対する理解不足」と回答した人が多い傾向にありました。

これらを踏まえ、就労支援やさまざまな社会的障壁の解消に取り組み、人格と個性を尊重し合うユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
障害のある人に関する人権問題に対する取組を行うよ！

■障害についての理解と配慮及び障害のある人の自立支援や虐待防止な

どの取組を進め、障害のある人とその家族が安心して生活し、生きが
いを感じられる地域づくりをめざす

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 障害のある人に関する理解を深めるための教育・普及啓発活動の推進

取組内容

学校等において、障害のある人の人権問題に関わる人権教育・啓発を推進します。

「障害者基本計画」と連携し、積極的に障害のある人の人権に関する地域全体の理解促進や合理的配慮の啓発活動に取り組みます。

② 障害のある人の地域生活支援と虐待防止対策

取組内容

障害のある人への虐待を防止するために、民生委員・児童委員などとの連携体制を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」と連携し、障害者施策の充実と、サービスの情報発信の強化を図ります。

③ 地域での交流の場づくりと雇用・就労の促進

取組内容

スポーツ、文化、地域活動、ボランティア活動などを通して、障害のある人との交流機会を創出します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある人の雇用促進及び就労支援を推進します。

障害のある人の自立支援を促進するために、障害者支援施設などへの支援の充実を図ります。

④ 障害の有無にかかわらず安心して暮らせる環境の整備

取組内容

市の事業を実施する際には、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすい生活環境を整備します。

自主防災組織などと協働して、誰もが安全・安心に暮らすための防災・防犯対策を推進します。

感染症患者等

《現状と課題》

ハンセン病*¹¹は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、我が国における「らい予防法」によるハンセン病患者の長期間にわたる隔離政策と、病気に関する誤った認識などに起因する偏見と差別は、患者や家族に多大な苦痛と苦難を与えてきました。

ハンセン病、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）*¹²感染等について、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していない状況にあります。そのため、感染者本人や家族等に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の大流行においても、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などが問題になりました（令和5年（2023年）5月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」上の位置付けがら類感染症に移行）。

市民意識調査からは、感染症患者等に関する人権問題として、「根拠のない噂や差別的な言動、感染したことを無断で他の人に知られること（アウティング）」と回答した人が多い傾向にありました。

これらのことから、これまでの感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないために取り組んでいく必要があります。また、今後発生する感染症についても、市民一人ひとりがこれら感染症に対する正しい知識を身につけ、誰でも感染する可能性があるという認識を持ち、差別や偏見のないまちづくりを進めていくことが求められています。



《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
感染者患者等に関する人権問題に対する取組を行うよ！

■感染症等を理解する取組を進め、感染者とその家族が安心して生活し、
生きがいを感じられる相談・支援体制を整えるとともに、感染予防を
図る

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 正しい知識の普及啓発と感染予防

取組内容

あらゆる感染症や今後起きてくるさまざまな病気に対する正しい知識を普及させるために、市民への啓発活動の充実を図ります。

また、正確な情報の収集・分析及び提供に努めます。

学校教育において、エイズ*¹³ 教育の推進と病気に対する正しい知識の普及を進めるために、性教育のための冊子やリーフレットを用いて啓発を推進します。

また、その他の感染症においても感染予防のための広報活動を推進します。

② 感染症などに関わりのある人の暮らしやすい体制づくり

取組内容

感染者患者等の人権について、患者やその家族だけでなく、医療・福祉などの従事者も含めた相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。

外国人

《現状と課題》

国際化の進展により訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加する中、人種や民族、国籍にかかわらず、互いを尊重し合う多文化共生社会を築いていくことが求められます。一方で、外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や、特定の民族等の人々への差別的な言動をするヘイトスピーチ*¹⁴が社会的な問題となっています。

国では、平成7年（1995年）に「人種差別撤廃条約」を批准し、人種・民族を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取組を進めています。近年では、平成28年（2016年）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取組が進められています。

本市においては、現在379人（令和5年（2023年）1月1日現在）の外国人が生活しています。しかし、市民意識調査からは外国人の人権問題に対し関心のある市民は15.9%にとどまっており、問題意識が希薄な状況がみられました。

これらを踏まえ、今後、さらに外国人が多くなることが予想されている中で、人種や民族、国籍による差別・偏見をなくすための意識啓発や、お互いの文化や生活習慣、価値観を理解するための交流活動の推進、また、外国人市民が暮らしやすいまちとなるための情報提供や相談支援を充実させる必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して外国人に関する人権問題に対する取組を行うよ！

■多文化共生社会（国籍、民族の違いを問わず、外国人が地域社会に参画できるまちづくり）の実現をめざす

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 国際理解を深める教育・啓発の推進

取組内容

多文化共生社会を促進するために、外国の文化を知り、学ぶための教室やイベントを開催し、国際交流活動を推進します。

学校教育で国際理解を深める教育と啓発を推進するために、外国語指導助手を小中学校へ配置し、国際理解の推進に努めます。

② 外国人が暮らしやすい環境づくり

取組内容

主な公共施設に多言語表記を行うなど、外国人が住みやすいまちづくりの推進に努めます。

「ヘイトスピーチ解消法」の施行に伴い、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動を推進します。

インターネット

《現状と課題》

急速な情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが気軽に情報の発信・収集ができるようになりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現、個人情報の無断掲示など、人権に関わるさまざまな問題が起きており、場合によっては民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

また、SNSの利用が多様な分野で進んでおり、大人だけでなく子どもにも人権問題が拡大し、SNSが子どものいじめの原因となっていることや、SNSを介した子どもへの性的被害の増加なども課題となっています。

本市においても、市民意識調査の中でインターネットによる人権侵害への関心が高く、インターネット利用の規制や罰則強化、小中学生からの正しいインターネット利用など情報モラル教育の推進などが求められています。

これらを踏まえ、市民一人ひとりがインターネットを利用する上での利便性と危険性を理解するため、早い段階からの情報モラル教育や啓発に取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
インターネットに関する人権問題に対する取組を行うよ！

- 市民一人ひとりが、インターネットを利用するときも直接人と接する
ときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重できるま
ちをめざす

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 利用モラルの向上

取組内容

市民のインターネット利用モラル向上のため、市広報誌などを通じた啓発に努めます。

情報モラル教育を推進するため、学校、家庭、地域などの関係者が連携して指導に取り組めます。

② 差別的表現への迅速な対応

取組内容

差別的表現に対する迅速な対応のため、相談窓口等の周知や職員のモニタリング研修などを行います。

インターネットによる人権侵害を受けた被害者の問題解決や救済に向けて、法務省の人権擁護機関や警察、関係団体等と連携した対応に努めます。

災害と人権

《現状と課題》

近年、大規模地震に加え、大型台風や豪雨による水害など多くの自然災害が発生しています。そのような事態の中で、避難生活でプライバシーが守られないことや、要配慮者（障害のある人、高齢者、乳幼児、妊産婦など）に対して十分な配慮が行き届かないなど、多くの問題がみられました。特に、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災では、原子力発電所の事故による、被災地からの避難者に対する差別や偏見も人権侵害として大きな問題となりました。

本市としても、市民意識調査の中で、避難生活でのプライバシー確保や要配慮者への配慮、情報や支援が確実に行き届く体制などが求められているため、将来的に発生が予想される南海トラフ地震に備え、災害に起因する人権問題の解決に向けて取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
災害と人権に対する取組を行うよ！

■災害発生時に市民の人命と人権を守るための取組を進め、災害時も安

心して生活が送れる地域社会をめざす

■災害時に起こるさまざまな人権問題について正しい知識と理解を深め

るために、普段からの教育と啓発を推進する

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 災害発生時に向けた支援体制の整備

取組内容

要配慮者や子育て家庭、女性など、さまざまな人々への十分な配慮が求められる課題に対し、性別や年齢などにおいて重視する配慮内容の違いを考慮した対策を検討します。

災害時における人権問題に配慮した災害マニュアル等の作成を検討します。

避難所運営において、避難生活の長期化を見据えたプライバシーの確保を図ります。

避難生活中の市民の健康を維持するために、病気の発生防止や予防対策方法を検討します。

支援を必要としている被災者へ支援物資やボランティアなどの情報が確実に行き届くために、避難所などにおいて情報ネットワークづくりを検討します。

② 災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進

取組内容

市民や職員を対象に、災害に関する人権や防災をテーマとした研修会などを実施し、災害時に起こるさまざまな人権問題についての正しい知識と理解を周知します。

避難所運営も含め、災害時における人権問題に関する知識の普及と啓発に取り組みます。

性的指向・性自認(SOGI)

《現状と課題》

性のあり方は、主に、「からだの性（身体的な性）」、「こころの性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性」の4つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。このようなあり方を「SOGI（ソジ：Sexual Orientation and Gender Identity）」といい、平成18年（2006年）のジョグジャカルタ宣言以降、性的マイノリティだけではなくすべての人に関わる言葉として国連機関で広く用いられています。どのような「SOGI」であっても、平等に人権が尊重され、安心して暮らせる地域の実現が大切です。

しかし、性のあり方への正しい理解がないために、差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲の人に打ち明けることができなかつたりするなど、社会生活が送りにくい現状があります。

本市においては、令和4年（2022年）10月11日に「香南市にじいろのまち宣言」を行い、令和5年（2023年）3月1日からは、「香南市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、多様な性のあり方への理解を深めることにより、お互いを認め、尊重し合いながら、誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らせるまちをめざしています。

これらを踏まえ、本計画では「性的指向・性自認」に関する人権問題を新たに1つの項目として追加し、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
性的指向・性自認に関する人権問題に対する取組を行うよ！

■性的指向や性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが
自分らしく、安心して暮らせる地域社会の実現をめざす

《推進方策（具体的な取組内容）》

① 多様な性のあり方への正しい理解の促進

取組内容

市民や市職員等に対し、多様な性のあり方に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。

学校教育において、性の多様性に関する理解を進めるための教育・啓発等を行います。
また、児童生徒の教育上の配慮として、性は多様なものであるという視点を大切に、性の多様性を尊重した教育を推進します。

パートナーシップ宣誓制度の普及促進に向け、市民への周知・広報に加え、制度を活用して利用できる行政サービスの拡充に努めます。

② 人権侵害に対する相談・支援体制の確保

取組内容

人権侵害に苦しんでいる方を適切な相談・支援窓口につなげるため、法務局や県、関係機関と連携を図りながら、適切・迅速に相談・支援ができる体制を整えます。



◀香南市ホームページ「香南市パートナーシップ宣誓制度」

<https://www.city.kochi-konan.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkenka/tayounasei/8122.html>

その他の人権問題

《現状と課題》

人権問題には、これまで取り上げてきたものの他にも、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、ホームレスの人々、北朝鮮当局による拉致問題、犯罪被害者等の問題もあり、さらには今後の社会情勢の変化により、新たな人権問題が発生する可能性もあります。

これらの人権問題の解決に向け、適切な取組を実施していくとともに、人権に関する差別や偏見を解消するために、必要に応じて国や県の関係機関と連携を図りながら、啓発活動を推進していきます。

■その他の人権問題の概要

アイヌの人々

アイヌの人々は、中世期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族で、現在においてもアイヌ語などをはじめとする独自の文化や伝統を有しています。

アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは、これまでの北海道ワタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差が認められるほか、結婚や就職などにおける偏見や差別の問題があります。

犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害だけでなく、その被害が原因で生じた精神的、経済的被害といったさまざまな被害を受けている場合があります。また、マスメディアの報道などによって人権が侵害される場合もあります。

国や県では、犯罪被害者などの人権を守るために、あらゆる施策や取組を実施していますが、犯罪被害者などに対する支援体制は十分とはいえず、行政や司法機関、民間団体などが引き続き取り組んでいくべき人権問題となっています。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰をめざす人々たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会などの周囲の人々の理解と協力が必要です。

■その他の人権問題の概要

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、我が国において重大な人権侵害問題となっています。

現在、北朝鮮に拉致された日本人は、平成14年（2002年）に帰国した5名を含む日本政府が拉致被害者と認定している17名のほか、北朝鮮の拉致の可能性を排除できない人は令和5年（2023年）1月時点で871名にのぼっています。

北朝鮮当局による拉致問題の早期解決に向け、北朝鮮問題についての関心と認識を深めていく取組や引き続き啓発活動の促進が求められています。

ホームレスの人々

ホームレスの多くは、単に家がないという物理的状況のみならず、家庭や家族的な共同体、きずなが崩壊した状況にあり、ホームレスの問題は、社会から排除された人々の問題としてとらえる必要があります。

ホームレスに関する問題については、地域社会においても理解を深めていくとともに、ホームレスの人々の自立支援などを推進するための取組や啓発を推進していく必要があります。

人身取引 （トラフィッキング）

人身取引は、犯罪組織などが、売春や強制労働、臓器売買などのために、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により場所や国を移動させて人身を売買することをいいます。人身取引は、重大な犯罪行為であると同時に、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害です。

国は平成16年（2004年）に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に取り組んでいます。

市民意識調査からは、人身取引に関する人権問題に関心のある人は13.3%となっています。

人身取引に関する人権問題の存在を認識し、人身取引の撲滅と防止、被害者の保護について理解を深めることが求められています。

職場における人権

職場における人権問題として、長時間労働や過重労働、不安定な雇用形態、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどさまざまなハラスメントが顕在化し社会問題となっています。

ハラスメント等は、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死への結びつきのみならず、その家族まで影響が及ぶ人権問題でもあります。

これらの課題を解消し、互いの人権が尊重される職場づくりを進めるため、市民意識の向上を図るとともに、香南市企業等人権問題連絡協議会等と連携した啓発に取り組む必要があります。

《基本目標》



現状と課題を踏まえて、香南市では以下のことを意識して
その他の人権問題に対する取組を行うよ！

■社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の解決をめざす

《推進方策（具体的な取組内容）》

① さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進

取組内容

社会情勢の変化により生じるさまざまな人権問題について、状況に応じた対策が取れるよう、引き続き調査及び研究を進めます。

市広報誌や啓発事業などを通して、人権に対する正しい知識や意識を周知啓発するための機会の充実を図ります。

社会情勢の変化に伴う新たな人権問題についても、引き続き関係機関などとの連携を図り、適切な対応を行います。



第5章

計画の推進に向けて

本計画では、本市が取り組む人権問題として、「同和問題」、「女性」、「こども」、「高齢者」、「障害のある人」、「感染症患者等」、「外国人」、「インターネット」、「災害と人権」、「性的指向・性自認」、「その他の人権問題」を、人権教育及び啓発推進を進めていくための大きな柱として掲げています。

これらの重要課題に対して、本市としてはこれから5年をかけて、それぞれの問題に対して具体的な取組を検討し、実施していく必要があります。本市ではこれらの重要課題ごとに基本目標を設定し、さらには、設定した基本目標を実現するための推進方策と具体的な取組内容を「香南市人権教育・啓発推進実施計画」にとりまとめました。

本計画の実施期間は5年間となっていますが、社会情勢の変化や地域の実情に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

1 計画の実行体制と方法

本計画は、主管部署である人権課をはじめ、本市の全課をあげて全庁的に取り組んでいくものです。

それぞれの人権問題に対し、各課で取り組む事業については、別紙に示す「香南市人権教育・啓発推進実施計画」に則って実施していきます。

実施計画に記載している内容については、年度ごとに実績を更新し、次年度の実施計画を検討するものです。

各取組が計画通りに実行できているかなどの実施状況のモニタリング方法については、取組内容ごとに評価シートを作成し、毎年の事業の実施状況と達成度を評価する方法で、計画期間中の客観的な評価を実施します。



2 職員研修の充実

(1) 市職員

市職員は、すべての人の人権を尊重した行政を推進する立場にあり、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、市職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう努めます。

(2) 教職員

こどもの人権が保障され、児童生徒の人権意識や人権感覚の育成を図るためには、教職員自らが、さまざまな人権課題に関する深い理解と認識を持ち、豊かな人権意識を身に付ける必要があります。そのために、学校等で計画・実施される研修の充実を支援します。

(3) 保健・福祉・医療・消防関係の職員

保健・福祉・医療・消防関係の職員は、市民の生命や健康、生活に直接関わるという重要な役割を担っています。そのために、職務内容に応じて相手の立場に立った、きめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権意識の高揚に努めます。

3 国・県など行政機関との連携

国や県などの各関係行政機関と連携を図りながら、効果的な教育・啓発をめざします。

4 企業等との連携

企業等において、人権意識の高揚とその環境づくりを積極的に働きかけます。

また、香南市企業等人権問題連絡協議会との連携を図ります。



1 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 2月13日 ～ 3月10日	人権に関する市民意識調査	18歳以上の市民 1,000人
令和5年 5月19日	第1回香南市人権教育・啓発 推進基本計画策定委員会	・調査結果の報告
令和5年 6月6日 6月13日	人権ワークショップ（全2回） ～みんなでつむぐ じんけん標語づくり～	【1回目】 ・ワークショップの目的 ・「身近な人権」について話し合い、 キーワード出し 【2回目】 ・標語づくり
令和5年 8月30日	第2回香南市人権教育・啓発 推進基本計画策定委員会	・事業主アンケート調査及び人権ワークシ ョップの実施報告 ・計画骨子案
令和5年 11月22日	第3回香南市人権教育・啓発 推進基本計画策定委員会	・計画素案
令和6年 1月15日	第4回香南市人権教育・啓発 推進基本計画策定委員会	・計画案
令和6年 2月7日 ～ 2月21日	パブリックコメント	意見なし
令和6年 2月26日	第5回香南市人権教育・啓発 推進基本計画策定委員会	・計画の承認

2 香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和5年1月27日

告示第5号

（趣旨）

第1条 この告示は、性の多様性を認め合い、性的指向及び性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指した、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数である者をいう。
- （2）パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- （3）宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方 が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定している者は、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

- （1）双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- （2）双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第3号において同じ。）がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- （3）民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、あらかじめ市と調整するものとする。

2 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓の日以前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- （2）当事者のいずれかが市内への転入を予定していることを証明するに足りる資料（当事者が市内に住所を有していない場合に限る。）
- （3）戸籍の抄本その他配偶者がいないことを証明することができる書類
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、そのいずれか一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、これを代書させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、第2項の規定により宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、市に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

(5) その他市長が適当と認める書類

5 宣誓をした者（前条に規定する市内への転入を予定している者に限る。）は、当該宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等市内へ転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。この場合において、当該期間内に当該書類の提出が困難である場合には、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を、宣誓する時に提出するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第2項の規定により宣誓書を提出した者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該提出者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）に、宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損その他の事由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けようとするときは、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。

- 4 前項の規定により受領証等の再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

（宣誓事項の変更）

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に当該変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の規定による変更届の提出の際に、第4条第4項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、市が回収するものとする。

（受領証等の返還等）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- （2）宣誓者の一方が死亡したとき。
- （3）宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に定める場合を除く。）。
- （4）次条の規定により宣誓が無効となったとき。
- （5）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

- 3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- 4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（無効となる宣誓）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、同号の事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- （1）宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- （2）宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- （3）第3条又は第4条第5項の規定に違反するとき。

（宣誓書記載内容等証明書の交付）

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣

誓書記載内容等証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による証明書交付申請書の提出について準用する。

（地方公共団体間での相互利用）

第12条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該地方公共団体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から市内に転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該地方公共団体から交付されたパートナーシップを証明する書類を本市において継続して使用することができる。

（施策の推進に当たっての配慮）

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

（宣誓書の保存期間）

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している間に限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により 返還届が提出された場合、同条第3項の規定により受領証等が返還されたものとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望する場合には、これを廃棄することができる。

（啓発）

第15条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

3 香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会設置要綱

平成19年9月10日

告示第60号

（設置）

第1条 香南市における人権教育及び啓発の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、香南市人権教育・啓発推進基本計画を策定するに当たり、幅広い分野の意見を求めるため、香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、香南市における人権施策の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に提言することができる。

（組織等）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体の代表若しくは職員
- （3）市職員
- （4）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明又は意

見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、委員の中から委員長が決定する。

3 専門部会が審議した結果は、委員長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、人権課において処理する。

（雑則）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に設置される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

4 香南市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

	氏 名	職業・役職等	備 考
学識経験者 (4名)	吉岡 潤	(公財) 高知人権啓発センター 研修講師	
	永野 富美子	香南市教育委員会 特別支援教育アドバイザー	
	松本 香代	香南市人権教育研究協議会 会長	
	清藤 和代	人権擁護委員	
各種団体 代表 (5名)	白石 令子	香南市社会福祉協議会 事務局長	
	有吉 史代子	香南市連合婦人会 会長	令和5年度末 解散
	福井 清仁	香南市民生員・児童委員協議会連合会 会長	
	林 道夫	香南市身体障害者連盟 役員	
	大谷 修二	香南市高齢者クラブ連合会 会長	
市民代表 (5名)	吉田 和	野市町	
	國光 武夫	夜須町	
	中元 啓恵	吉川町	
	濱田 知佳子	赤岡町	
	野嶋 由慎	香我美町	

5 用語の解説

*	用語	解説
1	日本国憲法 昭和21年（1946年） 11月3日公布 昭和 22 年（1947 年） 5 月 3 日施行	現在の日本の国家形態及び統治の組織・作用を規定する憲法です。 個人の尊厳という日本国憲法の目的を達成するため国民主権の原則を採用し、国民主権に基づき象徴天皇制を定め、さらに基本的人権の尊重を掲げ各種の憲法上の権利を保障し、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認という平和主義を唱えています。 また、国会・内閣・裁判所の三権分立の国家の統治機構と基本的秩序を定めています。
2	世界人権宣言	昭和23年（1948年）12月10日、第3回国連総会において採択され、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。
3	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方のことです。
4	性的少数者	何らかの意味で「性」や「性別」のあり方が多数派と異なる人のことです。一般的にLGBTの人などが含まれます。
5	人権教育のための世界プログラム United Nations World Program for Human Rights Education	「人権教育のための国連10年」の終了を受け、特定の領域に焦点化し、効果的な人権教育を継続して実施していくために採択されたものです。
6	障害者差別解消法 （平成 25 年（2013 年）法律 第 65 号）	正称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。平成25年（2013年）6月に制定され、平成28年（2016年）4月に施行されました。 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律です。 なお、令和3年（2021年）5月に改正され、令和6年（2024年）4月の施行に伴い、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

＊	用語	解説
7	ヘイトスピーチ解消法 (平成28年(2016年)6月3日法律第68号)	正称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」です。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定した法律です。
8	部落差別解消推進法 (平成28年(2016年)12月16日法律第109号)	正称は、「部落差別の解消の推進に関する法律」です。 部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた法律です。
9	スクールカウンセラー	児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称です。
10	スクールソーシャルワーカー	児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のことです。
11	ハンセン病	「らい菌」による感染症で、感染力が弱く非常にうつりにくい病気です。 現在は治療法が確立され、早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができるようになっています。
12	H I V (ヒト免疫不全ウイルス)	RNAタイプの遺伝子を持つレトロウイルスの一種で、人間のT細胞に感染すると免疫不全をきたし、エイズを発症させます(Human Immunodeficiency Virus)。
13	エイズ (後天性免疫不全症候群)	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす疾患のことで性感染症のひとつです。
14	ヘイトスピーチ	憎悪に基づく差別的な言動、人種や宗教、性別、性的指向など自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすることが特徴です。

6 じんけん標語づくりワークショップ

ワークショップの目的

第2次香南市人権教育・啓発推進後期基本計画及び男女共同参画後期基本計画の策定に向けて、施策や取り組みの材料にするとともに、参加者の人権や男女共同参画に対する意識啓発・関心向上を図り、市全体での取り組み推進の機会となるよう実施しました。

ワークショップの内容

「人権」と聞くと堅苦しい印象を持たれることが多いですが、「人権」とは誰もが自分らしく幸せに生きるために守り、守られる権利です。参加者が、「人権」についてもっと自分事としてとらえることができるよう、計2回にわたって人権に対する考え方の共有を行い、最終的に「じんけん標語」の考案を行いました。

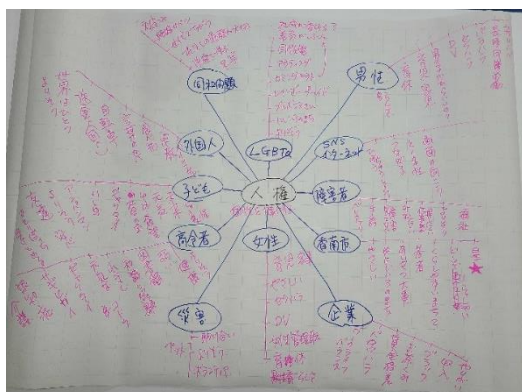
参加者としては、市職員や人権擁護委員、高知工科大学の学生に参加いただきました。

■開催スケジュール

	開催日	参加人数
1 回目	令和5年6月6日（火）	17 名 （途中参加・退出含む）
2 回目	令和5年6月13日（火）	

ワークショップの内容

	内容
1 回目	1) オリエンテーション 2) ブレインマップ作成（標語づくりに向けた言葉の抽出）
2 回目	1) 標語づくりの説明 2) 標語づくり 3) 全体共有（各班の作品投票）



ブレインマップで出た単語まとめ

人権
思いやり あたたかさ 自分だけの人生 希望 ありがとう 個性を大事にする 手をつなぐ らんまん 仲間 仲良し 温かい
香南市
ぬくもり 星（市章） こーにゃん 5 三宝山 星 パートナーシップ宣言 緑 温かさ 風 明るい 個性と 海・山両方ある 成人18才 農業 5つ市 住みやすい 助け合う ニラ 調和 若い市 5町村 柔軟性 集合体 寛容 18歳で成人 あいさつ 水 調和 やさしさ 個性 助けあい ヤ・シィパーク どーぞいらっしゃい ぐらしやすいまち？ ミカン 若者 ハウス あいさつ大事 ナス にじいろのまち イチゴ やさしい 自分から やさしいまち 住みよい社会 情報 幸せ 虹色 頼むぜ パートナーシップ 自然豊か
高齢者
イライラ 介護 ゆっくり ギャクタイ 優しさ 思いやり 弱い 知識がある 人生経験ホウフ 学ぶ ゆずり合い 白髪 認知症 サギヒガイ ギャクタイ 元気な れきし 知識と経験 図書館 健康 よりそう つえ 助ける 人生の先輩 ものしり いきがい みん ななる 幸せ 人生100年 長生き 知恵 歴史 孤独 思いやり 温かい 尊敬 車いす
障害のある人
車いす 自動ドア 声がけ 階段 点字ブロック 駐車場 助ける 助け合い バリアフリー 福祉 よりそう 仕事が探しにくい 外出しにくい 見えない障害 手話 困る 共に生きる 寄り添い 不便であるが不幸ではない 思いやり 不自由 相手の身になって考える 手助け 社会的 ゆずり合い やさしい やさしさ つながる 心 大変 七変化 栄光への架け橋
こども
未来 ありのまま 宝物 元気 遊ぶ 勉強 ひとりぼっち 染まりやすい いじめ ネグレクト なかよく 弱い あそぼう ギャクタイ 暴力 言葉 成長 こども食堂 素直 友だち 仲間はずれ ゆめ 話し 希望 ヤングケアラー 未来 明るい おはよう ありのまま またあした 声がけ うれしい また明日 きもちいい 世界とつながる 笑い声 情報発信 笑い声 笑顔 真実 ひとりぼっち受けとめる 真ん中 友達 みまもり 安心 新しいけしき よりそう 愛 アンパンマン 安全 社会の宝 未来 じゅうなん性 安心 うけとめる 素 一人ぼっち 光 スマイル よりそう ネグレクト かんきょうおせん ぎゃく待 泣く・なみだ 学校 少子化 スマイル 仲良し 幸せ 児童手当 居場所 公園 さけび 保育士
女性
らしさ 強い 服 家事 お茶汲み ハラスメント ミスコン 優しい 愛しい 育休 女性管理職 DV セクハラ 育児・家事 イクメン 男女共同参画 男性 夫婦別姓 男性育休 取得 強い 自分の人生 たいせつに 差別 助け合い
男性
若いパパ 長時間労働 パワハラ セクハラ DV 男の子だからいいの？ 育児・家事 育休 男らしさ
外国人
言葉 肌・髪の色 人種 家の賃貸借 交流 言語 新しい国 発見 コミュニケーション 全世界 自転車 よりそう 世界はひとつ 送金（国へ） 自転車 言葉のかべ 食べ物 宗教 バイリンガル 日本の労働力 参セイ権 グローバル（国際化） 英語 翻訳 思いやり つながる つうじる 心 平等 不安 言葉の違い 文化 働き場所 グッドモーニング（挨拶） 色々なはだ 世界 ハーフ 多様性

感染症患者等
助け合い マスク 医リョウ関係者 コロナ差別 感謝 負けない 協力 乗り越える コロナ うわさ 人に会えない 差別 うつらない ハンセン病
LGBTQ
自分だけの人生 自分らしい 表現 自分 デザイン 新しい 新しい世界 カミングアウト おしゃれ 多様性 感覚 パートナーシップ にじ色 自分らしい 価値観 性自認 にじいろ 性 性的指向 認めあい 真実 同性婚 デザイン 努力家 I 自分磨き ニューハーフ 前向き 表現 社会が変わる? 化粧 勇気がいること 個性 アウティング 知りたい レインボープライド 自由 ブルボンヌさん なんでも にじいろのまち 自分らしさ よりそう 価値観 勇気 知らない・分からない 意識 虹色宣言 マイノリティ 分かりたい
インターネット
友達 見えないいじめ 逃げ道 かかえこまない 心のよりどころ 誹謗中傷 安心 さみしい 嘘と本当 あることないこと 多様性 友だち とく名 逃げ道 便利 心のよりどころ 趣味 おちつく やさしさ 広がる つながる 乗っ取り 見えない ウイルス 新時代 昼夜逆転 全世界 依存症 24h 課金 スマホ 情報トラブル SNS 出会系 返信 相手が見えない You Tube 犯罪 ツイッター 闇バイト フェイク 画面の向こう 依ぞん症 ゲーム つながる 徹夜
同和問題
学歴 結婚 身元調査 理解・知識 親の反対 幸せ 知りたい 地域 きめつけ 差別 インターネット うわさ 平等 しらんぷり ネットかきこみ 結婚サベツ 世代でちがう れきしの勉強が大切 学校で学ぶ 助け合い 学歴・出身地
災害
ペットの受け入れ 放射線 復興 助け合い 津波 浸水地区 悲しい 避難所 恐しい つながり 協力 ボランティア よりそう 助け合い 風評ひが い かけつける
企業
やりがい 収入 ブラック お茶くみ 賃金格差 パワハラ ワークライフバランス



標語作品一覧

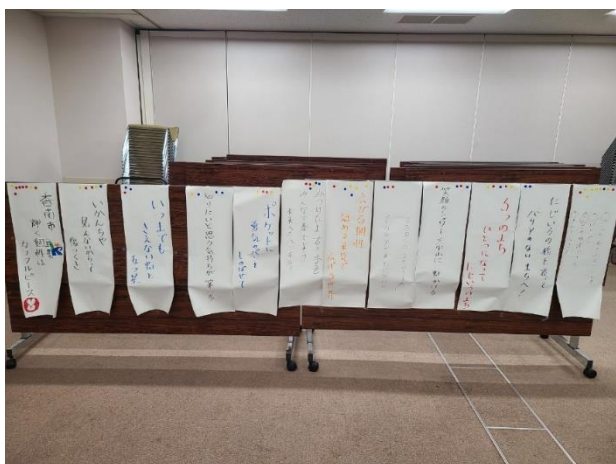
★…投票数の多かった上位3位作品

	テーマ	標語	込めた思い
★	人権全般	ここが私のふるさとです うけとめて なんでも相談できる しあわせなまち	何でも相談できるあったかい香南市は私のふるさとです。そんな幸せなまち、その名は香南市！！
	人権全般	30000 の笑顔が咲き誇る（ろう） このまちを誇る（ろう）	人口 30,000 人の香南市。市民全員がいつも笑顔であれるようにしたい。そしてそうになると香南市は自慢になって誇りに思える。
	人権全般	何で そんなに おこっているの 悲しいよ 傷つくよ 笑ってごらん うれしいよ 楽しいよ	特になし。
	人権全般	助け合い 輝く未来 にじいろのまち	皆で手を取りあい助け合い、未来へ向かっていってほしい。その先には輝く未来がまっている。
	人権全般	五町合併 18 年 成人した市は 成熟した町	おとなの町としての人権を認められた町。
	人権全般	笑顔もにじいろ 個性認める我が町香南	人権意識の高い町で早くもにじいろの町を宣言している。
	人権全般	寄り添い合う にじいろのまち 宝物	皆がよりそい助け合い、まちをつくり、それが宝物になる。みんなで愛せるまちになりたい。
	人権全般	笑顔のシャワー レインボー 三宝山に 虹かける	香南市の三宝山から、笑顔のシャワーをふらし？かけ？虹がみんなをつなげる。
	人権全般	知りたいと思う気持ちが第一歩	知りたいと思う気持ちから理解が深まっていくと思った。何度話をきいても知りたい・理解したいという気持ちがなければ進まないと思ったから。
	人権全般	“重い闇” に 優しくよりそう “思いやり”	思いやりと重い闇をかけて、助け合える町づくりになってほしいと思いつくりしました。
	人権全般	思いやりの むこうに 思い合う明日	思いやりは、私からあなたへ。思い合いは、お互いの心。

	テーマ	標語	込めた思い
	人権全般	“自分は自分”！ にじいろ輝く個性と未来	自分らしさって何だろう？自分は自分らしく他人に作用されない個性のあふれた未来をつくってほしいと思いつくりました。
	人権全般	虹色の橋をわたって バリアのない街へ！	バリアフリーと香南市、虹色の街をかけました。バリアは高齢者・障がい者だけでなく、みんなにあります！バリアをとりのぞきたいと思いました。
★	人権全般	みつけたよ 君の音色 みんなで奏でよう 未来へのハーモニー	-
	人権全般	5つのまち ひとつになって にじいろのまち	合併して10年以上たったので本当の意味でひとつのまちになって、にじいろのまちになればいいなと思いました。
	人権全般	みんなが言いゆう みんながしゆう けんど？と思ったら 立ち止まって 考えてみよう	土佐弁を使って、親しみやすい感じで「世間」に流されず、1人で立ち止まって考える大切さをうったえたい。
	人権全般	言葉には力がある 人を励ます力 人をなぐさめる力 そんな言葉を使 いたいね	今日の研修で学んだ「言葉には力がある」その「言葉」で「人を励ます」「人をなぐさめる」そんな言葉がふえるといいなあ。
	人権全般	寄り添い つながる あなたと私	自分と他者、お互い認めあえる、尊重できる関係を作れるように。
	人権全般	無関係？ 知る第一歩に 大賛成！	普段生活している中で人権についてあまり考えない人に、「何も出来ない」から無関係なのではなく、「知ることは出来る」から調べる人の背中を押したい。
	人権全般	大丈夫 そばにいるね いつまでも	相手に対して思いやる気持ちを持ち接する。人権の基本的なことを標語にしてみた。
	人権全般・ こども	笑いごえ 世界へつながれ こうなんキッズ	香南市のこどもの楽しい笑い声が世界へとつながり、みんな（世界中）が幸せになる。
	人権全般・ 香南市	わらいごえ 響くまちには福来る	「笑う門には福来る」の香南市 Ver. です。たくさんの人の笑顔・笑いごえで香南市に福が来るようにと思いこめました。
	こども	「こんなんしたい」そんな夢でも支 える 香南市	小さな声もひろってくれる香南市であってほしいという願いをこめて。

	テーマ	標語	込めた想い
	こども	「またあした」みんなの声が 勇気にかわる	どんなに悲しくて、つらいことがあっても、周りには助けてくれる誰かが居て、「おはよう」や「またあした」という言葉が言われたり言うことでお互いの力にしようという想い。
	香南市	5つのかけら つながり一つの星になる	5町村の合併にともない一つの市となった香南市。この星が人々の願いをかなえることができる流れ星になりますように。
	香南市・LGBTQ	三宝山 弧を描くのは虹の橋	パートナーシップ制度をとり入れ、さらに人権に対し理解を深める香南市の山に多様性を示す虹の橋が渡るようこめた。
	LGBTQ（性の多様性）	幸せは 踏みとどまってちゃつかめない 自分の気持ちに正直に	自分の気持ちを正直にもって、自分で自分の幸せをつかもうという想い。
★	LGBTQ	広がる個性 認める勇気で 広げる世界	世界中の人々の趣味・嗜好は人の数だけ存在する。その中でも身近な人の個性を知る・認めるだけでも自分の持っている価値観を広げていってほしい。
	LGBTQ	ふつうとか あたりまえって たぶんない	普通とか当たり前が普段からあまり好きではないので、その考えが LGBTQ につながるかなと思いました。
	多様性	ワンピース 個性（五星）輝く カラフルに	香南市を構成する5つの町を5つの星と個性に例えて、個性をワンピースとしてとらえて、それぞれがカラフル（色鮮やか）に輝いている香南市をイメージしました。
	性の多様性	カラフルに 輝く個性（五星） いつまでも	同上
★	性の多様性	香南市 輝く個性（五星）は カラフルピース	同上
	同和問題	同和問題 おとぎの国の童話ではありません	見すごされる傾向のある同和問題。意識をもつことは重要です。同和問題を現実のリアルな問題意識を持つ。
	インターネット	ストップ！ 画面の向こうは どんなかお？	画面の向こうの人の気持ちを考えて言葉を伝えて欲しいと思って標語をつくりました。

テーマ	標語	込めた思い
インター ネット	いかんちや 見えないからって 傷つくき	土佐弁を使ってやさしく感じるような形にした。とく名によるいじめなどをやさしく、でもだめだよと伝わるように思いを込めた。
いじめ	いらっしやい！ みんないつでも まちゆうよ	待っている人、逃げ場はたくさんあることを伝えたいと思った。気軽に話せる場所。
いじめ	ポケットに 勇気のパンを のぼせて	-
-	ちょっと待て！ そのひと言が差別を招く！！	ことばのもつ重要性に気づいてほしい！
-	みんなでなくそう！ 部落差別！！	部落問題の解決は人ごと・よそごとではなく、自分ごととして取り組むことが大切である。
-	五ヶ町村 仲よくつなぐ 香南の星	五ヶ町村をつないでいきたい！
-	5町村 かべのない町 こーにゃん市	-





第2次香南市人権教育・啓発推進後期基本計画

発行年月： 令和6年3月

発 行： 高知県 香南市

編 集： 人権課

〒781-5292

高知県香南市野市町西野 2706 番地

T E L： (0887) 57-8507

F A X： (0887) 56-0576

メー ル： jinken@city.kochi-konan.lg.jp